

消費税率引上げに伴う今後の対応

消費税率の引上げ分を水道料金等に付加するために必要な条例改正を2月定例会に提案いたします。

2019年10月1日
消費税率等の引上げ
8% → **10%**

概要

- ▶ 本件は**消費税法等の改正に伴うもの**で、税率引上げ分を円滑かつ適正に水道料金に付加する必要があります。本市の水道料金等を規定する『吹田市水道条例』などの必要な改正を行います。
- ▶ ミネラルウォーター等の「飲料水」は軽減税率の適用対象で、税率8%のまま据え置かれますが、水道水は飲料水とお風呂などの生活用水が混然一体となって提供されるため軽減税率の対象外で、新税率10%の取扱いとなります。
 - ※ なお、引上げ税率分を水道料金に付加する時期につきまして、経過措置が適用されるため、**12月検針分から新税率10%**とします。
- ▶ 各ご家庭への水道を新設する場合などに必要な「加入金」も課税対象です。**10月工事申込分から新税率10%**を適用します。

影響額

- ▶ 水道使用者（主に生活用）の1か月当りの水道料金の影響額は、以下のとおりです。

使用水量

6m³/月

10m³/月

20m³/月

30m³/月

イメージ



現在

税率8%
水道料金

842
円/月

1,015
円/月

2,311
円/月

4,255
円/月

2019年12月
検針分から

税率10%
水道料金

858
円/月

1,034
円/月

2,354
円/月

4,334
円/月

影響額

16
円/月

19
円/月

43
円/月

79
円/月